

三朝町告示第100号

令和2年第6回三朝町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月24日

三朝町長 松浦弘幸

1 期 日 令和2年11月30日 午前10時

2 場 所 三朝町議会議場

3 付議事件

- (1) 令和2年度三朝町一般会計補正予算(第6号)
- (2) 令和2年度三朝町水道事業会計補正予算(第3号)
- (3) 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (4) 三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

○開会日に応招した議員

松原成利	松原茂隆
石田恭二	吉田道明
山口博	藤井克孝
遠藤勝太郎	福田茂樹
平井満博	山田道治
牧田武文	清水成真

○応招しなかった議員

なし

第6回 三朝町議会臨時会会議録(第1日)

令和2年11月30日(月曜日)

議事日程

令和2年11月30日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
 ・例月出納検査の結果報告について
日程第4 議案第91号 令和2年度三朝町一般会計補正予算(第6号)
日程第5 議案第92号 令和2年度三朝町水道事業会計補正予算(第3号)
日程第6 議案第93号 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第94号 三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
 ・例月出納検査の結果報告について
日程第4 議案第91号 令和2年度三朝町一般会計補正予算(第6号)
日程第5 議案第92号 令和2年度三朝町水道事業会計補正予算(第3号)
日程第6 議案第93号 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第94号 三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

出席議員(12名)

1番	松原成利	2番	松原茂隆
3番	石田恭二	4番	吉田道明
5番	山口博	6番	藤井克孝

7番	遠藤 勝太郎	8番	福田 茂樹
9番	平井 満博	10番	山田 道治
11番	牧田 武文	12番	清水 成眞

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長…………… 小 椋 泰 志 事務局長補佐…………… 永 田 真由美

説明のため出席した者の職氏名

町長……………	松 浦 弘 幸	副町長……………	赤 坂 英 樹
教育長……………	西 田 寛 司	総務課長……………	椎 名 克 秀
地域振興監……………	青 木 大 雄	財政課長……………	吉 川 徹
建設水道課長……………	藤 井 和 正	教育総務課長……………	山 中 恵 子
総務課参事……………	河 村 明 浩		

午前10時28分開会

○議長（清水 成眞君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第6回三朝町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（清水 成眞君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、1番、松原成利議員、2番、松原茂隆議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（清水 成真君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成真君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（清水 成真君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査の令和2年8月分、9月分及び10月分の結果報告書が監査委員から提出されておりますので、閲覧願います。

日程第4 議案第91号 及び 日程第5 議案第92号

○議長（清水 成真君） お諮りいたします。議事の進行上、この際日程を変更して日程第4及び日程第5の2件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成真君） 御異議なしと認めます。よって、この際日程を変更して日程第4及び日程第5、すなわち議案第91号及び議案第92号の2件の議案を一括議題とすることといたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） おはようございます。それでは、今期臨時会に提案いたしました令和2年度の補正予算案につきまして、その概要を説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第91号、令和2年度三朝町一般会計補正予算（第6号）について、主な内容を申し上げます。

消防費については、片柴地区の防火水槽設置について、現地の地盤状況等により、施工困難であることが判明したことから、事業を一旦中止することとし、予算を減額するものです。

なお、当該事業に充当を予定していた国の水力発電施設等周辺地域交付金については、代わって、老朽化が目立っていた教育支援バスの更新に活用することとし、教育費に所要の整備費を計上することとしております。

そのほか、今期補正予算では、人事院勧告による職員の期末手当の改定その他所要の人件費の調整を行うこととしております。

以上が、今回の補正の主な内容でございますが、これらの財源については、繰入金、町債等の調整を行うこととし、今期補正予算では、歳入歳出、それぞれ352万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を71億4,846万9,000円とするものでございます。

次に、議案第92号、令和2年度三朝町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、人事院勧告による職員の期末手当の改定等、人件費の調整を行うものでございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（清水 成真君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第91号、令和2年度三朝町一般会計補正予算（第6号）について、吉川財政課長。

○財政課長（吉川 徹君） 議案第91号、令和2年度三朝町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。議案書3ページを御覧ください。

今回の補正額につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ、352万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を71億4,846万9,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算の主な内容を事項別明細書等により、御説明申し上げます。歳出から御説明申し上げます。

今期補正予算では、人事院勧告を踏まえた職員の期末手当の改定を行うとともに、事情の変更に伴う諸手当の額の増減等について、それぞれの費目におきまして人件費の補正を行っております。内訳につきましては、17ページから19ページに給与費明細書を掲載しておりますので、御確認いただければと思います。

また、今回の補正では、水力発電施設等周辺地域交付金事業について、予定していた事業の見直しを行うこととしております。14ページを御覧ください。消防費の防災基盤整備事業として予定しておりました片柴地区防火水槽の設置につきまして、予定地において9月豪雨で法面崩壊が発生する等地盤が安定せず、施工が困難であると判断されたため、既に着手した掘削箇所の埋め戻し等をもって工事を打ち切りすることとして、予算の減額を行うものでございます。

なお、当該事業は国の水力発電施設等周辺地域交付金による事業として予定したものでございますため、同交付金の充当先として、老朽化が進んでいる教育支援バスの更新を行うこととし、教育費の教育総務費に当該費用を計上しようとするものでございます。なお、交付金の充当残には、ふるさと応援基金を充当することとしております。

続いて、歳入でございます。10ページを御覧ください。歳出で説明いたしました事業の見直

し等に伴い、基金繰入金及び地方債についてそれぞれ所要の調整を行うものでございます。

以上が、令和2年度三朝町一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

○議長（清水 成真君） 議案第92号、令和2年度三朝町水道事業会計補正予算（第3号）につ
いて、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第92号、令和2年度三朝町水道事業会計補正予算（第3
号）について御説明いたします。議案書は21ページからでございます。1ページめくっていただ
き、23ページをお願いいたします。

今期補正予算では、第2条、収益的収入及び支出の営業費用及び第3条、議会の議決を経なけ
れば流用することができない経費、職員給与費の額について補正を行おうとするものでございま
す。34ページをお願いします。費用明細書でございます。水道事業費用の総係費におきまして、
人事院勧告を踏まえた職員の期末手当の改定に伴い、手当及び法廷福利費の減額補正をするもの
でございます。これにより、議案書23ページに戻っていただきたいと思えます。第3条に定め
た額を8万2,000円減額し、職員給与費を3,674万円から3,665万8,000円と
したいものでございます。

以上が令和2年度三朝町水道事業会計補正予算（第3号）の説明でございます。よろしくお願
いいたします。

○議長（清水 成真君） これより質疑に入ります。

質疑は、議事の進行上、一件ごとに議案の順を追ってすることといたします。

議案第91号、令和2年度三朝町一般会計補正予算（第6号）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成真君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成真君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成真君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第92号、令和2年度三朝町水道事業会計補正予算（第3号）について、質疑ありませ
んか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成真君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成真君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成真君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第93号 及び 日程第7 議案第94号

○議長（清水 成真君） お諮りいたします。議事の進行上、この際日程を変更して日程第6及び日程第7の2件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成真君） 御異議なしと認めます。よって、この際日程を変更して日程第6及び日程第7、すなわち議案第93号及び議案第94号の2件の議案を一括議題とすることといたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 議案第93号、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第94号、三朝町職員の給与に関する条例の一部改正についての2議案につきましては、本年度の人事院勧告に基づき、特別職及び一般職員の給与について、人事院勧告に準じた措置を講じることとし、所要の改正を行うものでございます。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（清水 成真君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第93号、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第94号、三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について、椎名総務課長。

○総務課長（椎名 克秀君） 議案第93号、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について説明申し上げます。議案書は35ページでございます。

今年の人事院勧告に伴いまして、勧告に準じて三朝町町長等の給与について、改正しようとするものでございます。改正点といたしましては、期末手当の支給率を年間で0.05カ月分を引き下げるもので、令和2年12月期分につきましては、現行の1.7カ月分を1.65カ月分とし、令和3年度以降分につきましては、現行の1.7か月分を1.675カ月分とするものでございます。

続きまして、議案第94号、三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について説明申し上げます。議案書は37ページでございます。

先ほどの議案と同様に、人事院勧告に基づきまして、勧告に準じて職員等の給与について、期末手当の支給率を改正しようとするもので、令和2年12月期分につきましては、現行の1.3カ月分を1.25カ月分とし、令和3年度以降分につきましては、現行の1.3カ月分を1.275カ月分とするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（清水 成真君） これより質疑に入ります。

質疑は、議事の進行上、一件ごとに議案の順を追ってすることといたします。

議案第93号、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成真君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成真君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成真君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第94号、令和2年度三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成真君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成真君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成真君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（清水 成真君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件は、議了いたしました。よって、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 成真君） 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて令和2年第6回三朝町議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前10時43分閉会
